

平成30年第1回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第7日目）

本日の会議 平成30年3月20日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員 長	岩永政則	副委員長	分部和弘
委員	浦川圭一	委員	中村美穂
委員	金子恵	委員	喜々津英世
委員	山口憲一郎	委員	堤理志

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	谷本圭介	課長補佐	細田浩子
--------	------	------	------

説明のため出席した者

副町長	鈴木典秀	教育長	勝本真二
総務部長	荒木重臣	企画財政部長	久保平敏弘
教育委員会次長	帯田由寿	建設産業部長	緒方哲
住民福祉部長	森川寛子	健康保険部長	中山庄治
会計管理者	谷本清		

(政策企画課)

課長	荒木隆	課長補佐	福本美也子
係長	尾田光洋	主任	山口功史朗

教育委員会理事 金崎良一

(教育総務課)

課長補佐 峰修子

(学校教育課)

課長補佐	木須美樹	指導主事	山本将司
指導主事	上野公洋	指導主事	片岡智子

本日の委員会に付した案件

議案第 23号 平成29年度長与町一般会計補正予算(第6号)

議案第 28号 平成30年度長与町一般会計予算

所管事務調査

- ・定住促進に関する事
- ・空き家対策に関する事
- ・公共交通対策に関する事
- ・学校給食に関する事

開 会 9時30分

散 会 13時34分

○委員長（岩永政則委員）

皆さん、おはようございます。いよいよ最後に近まってまいりましたけれども、今日は3月20日ですね。各課に所管事務調査をお願いするようにいたしておるわけです。そういうことで、ただいまから始めたいというふうに思いますが、今日は企画の方が出席をいただいておりますが、別紙に総務文教所管事務調査という1枚紙を配付いたしておりますが、まず調査事項を定住促進に関すること、以下3点、全部で4点掲げているわけです。したがって、最初に定住促進に関することについて説明を受けて、それから質疑をしたいと思っております。これが終わり次第、交通対策について同じように説明、質疑。それから空き家対策について、これも説明、質疑ということで、企画部の方は終わりたいというふうに予定をいたしておりますので、どうぞよろしく願いをいたしたいと思っております。それでは最初の定住促進に関することにつきまして、説明を求めます。

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

皆様、おはようございます。どうぞよろしく願いいたします。それでは定住促進について資料を2種類準備いたしております。まずはその内容を御説明申し上げます。本町におきましては、現在、大きな人口減少局面は迎えてはおりませんが、今後急速に高齢化が進展すること、それと将来人口減少に転じることというものが推計をされております。人口減少は地域経済の縮小にも大きな影響を及ぼすために、その克服を目的としまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、約2年半が経過をするところでございます。戦略のさまざまな取組を総合的に実施することによって、より暮らしやすいまちへの成熟を図ることが、定住に繋がるものというふうに考えております。昨年12月議会におきまして、全員協議会を開催をいただき、平成28年度末までの戦略の取組状況について御報告を申し上げます。そこでお示しした資料の一部になるんですけれども資料の1の1、こちらの方で戦略の4つの目標における評価シートを本日準備をしております。その中で本町が特に力を入れている分野としましては5ページになりますが、目標3の若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶えるというものについてですけれども、進捗状況としては、その次の6ページの方に平成28年度の取組と成果ということでまとめておまして、内容については、もう既に御案内のとおりですので説明は省略をさせていただきますが、このまち・ひと・しごとの外部有識者会議の評価としても、子育て世代に関しては手厚い支援が行き渡っていると考えられるというような意見もいただいているところでございます。この取組は、出会いから結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援を行うというものでございまして、一つのパッケージとしての情報発信にも努めております。先日、世帯配布をさせていただきました婚活応援パンフレットの抜粋を資料として、資料1の2の方で準備をさせていただきます。2ページ、3ページ、表面と言いますか、1の2の左肩に「出会う」と書いた部分、これは出会いから結婚までの結婚相談所における支援について掲載をしております。また裏面、

6、7ページでは子育て世代包括支援センターを中心としました妊娠から出産、子育てそれぞれのステージに応じた町の支援体制を紹介しております。また、より詳しい情報については、そのページの右上に少し小さく紹介されてますけども、長与の結婚子育てに特化しました、大きくなーれ、プラスという特設サイトを開設するなど、町内外に向けて積極的に情報発信を行っておるところでございます。このうち政策企画課が所管をします結婚相談事業ですね、また表面に戻っていただきまして、こちらについて簡単に取組状況をお話をしたいと思っております。事業の概要としましては、お見合いとイベントの2本立てで婚活をサポートするというもので、3名の相談員が登録者の相談に親身になって対応いたしまして、これまで延べ191組のお見合いが行われております。またイベントとしては、潮井崎公園でのバーベキューですとか貸切列車などさまざまなイベントも開催をしております、これまでに383名の参加、37組のカップルが誕生をしております。こうした取組を通して6組の方が成婚をされているという状況でございます。一方で登録者が減少傾向にあるという課題もございまして、登録者数のピークは平成27年度の161名でございましたが、現在83名の登録ということで半減しているような状況でございます。理由の一つとしましては、登録期間が2年間ということで、切れた後に継続される方が少ないというようなことも考えられるところでありますけども、多くの方に継続してもらいたいということがこの事業の本旨ではございませんので、今後とも、相談所を知ってもらうために、さらなる周知と魅力的なイベントの開催など、効果的な取組を進めてまいりたいというふうに考えております。それから戦略の方にもまた戻っていただきまして、今申し上げた、若い世代の結婚、出産の他にも、戦略の中には雇用の創出ですとか、新しい人の流れをつくるというふうな目標も掲げております。本町の人口における課題としては、15歳から24歳までの転出超過が突出しているということもございまして、要因としましては、進学就職を機に、町外へ転出されてる方が多いものと推測をしております。これを抑制するということは、町単独ではなかなか困難であるというふうに考えてございまして、県や連携中枢都市圏における大学の魅力向上、情報発信、それから合同企業面談会、実践型地域雇用創造事業などによって、長崎にも魅力的な大学や優良企業があるということを知ってもらう、そして関心を持ってもらうということで、若者の町内への定着を促したいというふうに考えております。新聞報道でもございましたとおり、今年3月の高卒予定者の県内就職内定割合は52.3%と過去最高であったようでございまして、こうした取組による一定の効果があったものというふうに考えております。また特に、都市部からのUIJターンを促すために県と県下21の市町共同で移住サポートセンターを設置をしております、県内の仕事、住まい、暮らしやすさ等の情報発信、移住希望者の掘り起こし、移住希望者と仕事のマッチングまでという、こうしたサポートを行っております。全国的にも特徴のあるこうした取組によって、移住相談件数の増加や県内への移住実績も増えていると。非常に好調のようでございます。今年度は本町も、福岡市での合同移住相談会に参加をいたしま

して、本町の住環境や利便性、子育て教育環境などの特徴をPRをしてきたところです。また、町に総合窓口、ワンストップ窓口を設置をしております、相談も毎年あっております。今年度は、そのうち1件、1組は移住のキャンピングカーで来庁されまして、町内を一緒に回って御案内をしてきたところでございます。本町の特徴として、やはり学力の高いお子さんが多いということもありまして、進学による県外転出というものはやむを得ない部分もあると思いますけれども、生まれ育った長与町にいずれ帰りたくなるような魅力あるまちづくりを進めるとともにさまざまな媒体を通して、さらなる情報発信を図ってまいりたいというふうに考えております。説明は以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

何かトータル的に説明をいただいた訳なんですけど、別紙に冒頭申し上げますように、1から5まで。それぞれ区分けして説明をいただくものというふうに思ったんですが、一括をして説明をいただきました。それぞれ委員の皆さん方で、取捨選択をしながら、お聞きをいただいたというふうに思いますけども、もうまとめてですね、質疑をしていかざるを得ないのかなと。あまり区分けをして質疑をして、うまくいくのかですね。皆さんどう思われますか。整理していった方がいいですか。これは1から2、それから結婚を含めた今後の定住ということで4番目に挙げとったわけですね。そういうことで、4番目が、3番目に行くべきだったのかなという一面は思いますけども、3番目を含めた定住ということで、4番目に今後の進め方についてテーマを掲げておったわけですね。もうまとめて質疑を受けたいというふうに思いますけども、いいですか。いいですね。ありませんかね、みなさん。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

結婚相談事業の説明をいただいた中で、161名だった加入者といいますか、登録者ですね、これが83名。だから半減した状態になってるということで、その中で、2年間っていうのが一つの区切りなんですけど、その後継続がなされていないという御説明だったんですが、これは確認ですけれども、2年後に本人の意思があれば継続することは、制度としては別に構わないものかどうかですね。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

結婚相談所の登録期間が2年間で、それが経過すると自動的に消滅するんですけど、もちろん本人さんの御意志で継続は可能となっております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私が仮に独身だとした場合に、ちょっとそういう状況を想定したら、2年経過しまし

た。一応区切りは2年ですよというのがあれば、心理的に2年の中でカップルなり成婚までこぎつけないと、何となくその後居づらいとか継続しづらい心理的負担を与えるんじゃないかなという気がするんですが、そういうのもあって、なかなか継続されないという方もいるんじゃないかなという気がするんですが。そういう声とか、そういう感触というのはないものかですね、いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

福本補佐。

○課長補佐（福本美也子君）

2年経って、更新が終了される方という所に、この業務は社協の方に委託をさせていただいてるんですけども、社協の方から各個人の方に、契約が2年で終わりますっていうところで、御案内は個々に差し上げる形になります。全体的にというよりは、御連絡は必ず個人個人にさせていただくので、そういったところは、お声としてはお聞きはしてないというところです。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

声としては聞いてないということですが、やっぱり一期一会といいますかね、出会いというのはタイミングとかあると思うんですよ。2年間婚活のこういった事業に参加して、実際マッチングといいますか、いろんな出会いを経験する中で、なかなかうまくいかなかったり、もしかしたら3年後に新しい出会いが、そこでカップルが誕生して、もしかしたら成婚まで行くんじゃないかということも考えると、私としては残り2年とか、区切りというのはどうなのかな。それが、良い面もあるのかも分からないけれども、何となくその参加者がこのまま続けていくのがちょっと控えないといけないのかなというように、心理的なものを与えてしまう。そういう気しませんかね。もしそうであるなら少し検討の余地もあるのかなという気もするんですが、いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

確かに御指摘のとおり、心理面としてはそういうところもあろうかと思えます。ただ、長期的に無期限になると、新陳代謝って言い方が正しいかどうか分かりませんが、要はあまり登録者が変わっていかないと、最初に登録された方はもうずっとその会員というのが、増えてはいくにしても、なかなか変わっていかないとところもあるのかなという気がしてます。実際に今登録者が少ない状況であって、何度も相談所に通われて、プロフィールを見に来られる方もいらっしゃるんですけど、毎回変わらないねと言って、すぐ帰られたりとか、そういったこともあるようです。2年間が妥当なのかどうかというのは、ちょっと研究をしてみたいと思いますけれども、会費のこともあり

ますので、継続というふうな考え方は、一定やむを得ないのかなというふうに考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この定住促進に関することというテーマで、要はこの結婚相談とか、私はこの定住促進と結婚相談がどう結びつくのかなというのがいまいちちょっと分からんわけですけども、今現状この長与町が人口が伸び悩んでおって、大体一定増えもしない減りもしないというような状況なんですけど、そういう中で、例えば榎の鼻とかはできたら確実に入ってるわけですね。300世帯ぐらいね。そこは当然、増えてはおるんですが、でも全体的に見れば減っているという、そういう中で、定住促進というところから考えたときに、どうあれば人口が増えて、住み続けてくれる人が増えていくんだろうかなと考えたときに、何が大事かなとそういうのを私は考えるもんですから、もちろんこの結婚相談も少しは何か役には立つんでしょけども、とてもこの結婚相談で結婚をされて、何組か、6組でしたかね、成婚をされた。この後に、やっぱり、住み良い町とか、先程言われたように、子育て世代への手厚い支援をやってるとか、いろんなもろもろがあつて、長与町に住み続けたいとか、そういうものがないと、だからこの定住促進というものには繋がっていかないと思うんですよ。そういう中で、どういうものが今後充実していけば、この定住促進に繋がっていくんじゃないかなというふうな、それなりの何か思いがあれば、そこをちょっと教えていただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

まずは結婚相談事業の方ですけども、主旨としては町内に住んでいただく、町外の方でも今後町内に住むという予定の方は登録していただいて町内にできれば住んでいただきたいということ。それと少子化対策ですね。晩婚化、それから非婚化と言われている昨今においては、結婚して子供を産んで子育てをしていただくということが一つ人口の減少の抑制になると考えてます。それと子供を産んでいただければ、その後手厚い支援体制がありますよということも一緒にアピールするというのが、長与町の一つの強みといいますか、切れ目のない支援という言い方をしてるんですけど、まずはそれが一つ大事かなというところでございます。それから、先程冒頭の説明の中でもお話ししましたけれども、本町の人口の課題は、若い世代の転出超過なんですね。具体的な数字で申し上げますと、2017年で15歳から24歳までが、220名ほど転出が超過してる。その他の世代でいくと、もう1桁ないし2桁あるかどうかなんですね。やはりこの世代の転出超過というのが、長与町の人口減少の一つの要因だというふうに考えておりました。

て、そのためには就職先があること、それから魅力的な大学があること。まずはそのことを知っていただくことが、長与町内に限らず、長崎市、時津町ですね、通勤できる、もしくは通学できる範囲内にあるんだと思います。それを発信をしていく。知ってもらおう。それは本人だけでなく、親御さんもそうですね。そういうことがまずは大事なのかなど。あとはもう本人の選択ですので、強要はできませんので、町としてやれることというのは、まずはその情報発信、それから子育てへの手厚い支援、そうすることで、長与ですごくお世話になったなと思っていただいて、自分が子育てする頃に帰って来てもらう。そういったUターンに繋がっていけばというふうに考えてます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

私は合わせて、やっぱり住んで住み良い町じゃないといかんというところから、そういうまちづくりとか、この総合計画の中にもたくさんいろいろ載ってますけども、例えば交通とかですね、住んで便利だとか、そういうやっぱり、思うような町をつくらないかなとですね、なかなかこう定着というのが難しいんじゃないかなと思うんですよ。そういう意味で、今長与もニュータウンの下辺りも開発されてますけど、ああいうのも噂に聞けば、ほぼほぼ売れるんじゃないかなというようなことも聞いております。だから、造れば売れるような状況ではあるんですが、あそこも駅に結構近いという立地もあるんでしょうけども、そういった意味では、あれもまちづくりなんだろうけども、とにかく住みやすい町をつくるというのが、まずはその定住促進では大事じゃないかなと思うんですが、そこについてもうちょっと何かあればお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

先程申し上げたのが、町が一つ力を入れている分野ということで、子育ての話をいたしました。それと戦略の中には目標が4つありまして、一つちょっと説明してなかったんですけど、最後の8ページですね。時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという目標、4番目の目標ですけども、この中に今御指摘の暮らしやすいという観点から、広域連携の話、それから公共交通体系の話、それから健康づくりですね。こうした幅広い取組ということも掲載をしております、実際にこれも進めております。健康づくりについては、来年度から健康ポイント制の導入ということもございます。住宅のニーズも、一定まだ根強くございまして、特に長崎駅周辺の、一つ県庁が移転をしました。それによって、通勤も、JRでの通勤ですとか、長与の利便性というのは確実に上がる、認識をされていくというふうに考えてますので、こうした、4番目、今御紹介した取組も合わせて、住みよいまちづくりという観点から取り組んでいくということもでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に。ありませんか。ないですか。喜々津さんないですかね。今のところ1番ですね。山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

結婚相談の方でお聞きしますけども、結局、今3年目に入ったんですかね。4年目かな。もうそろそろこういう登録する人も、だんだん中だるみする時期と思ってるんですよ。そういった意味では、もうちょっとこう初心に戻るじゃないけど、そういったこう、最初のような意気込みでやらんと、まだ、今後、今のように少ないからと言って、そのままの、努力はしよるとはもう重々よく分かっておりますけども、やっぱそれをもうちょっと進んで努力していかんと、やはりこう減っていくのかなと。自然にこういう良い事をせっかくしていただいているのに、消滅していく恐れもあるのかなと心配しております。私も一般質問で1回、長与全体じゃなくて農業の後継者が未婚者がものすごく多いんですよ。それで、もう50代から、40以上がものすごく、ものすごくって人口的には、比率的には少ないですけど、やっぱりそういった意味で、今の町長と、前の葉山町長の時も2回質問をさせていただきました。前の町長の際は役場で1回したことがあるとってということで答弁もいただきました。そのときは農業委員会ですとくれたんですよ。農業委員会が。それは私がちょうど25歳の時だったです。青年農業者と言って、農業をした。それでそのときのやり方として、もう農業委員会はただ形だけのよう形で、堂崎で見合いをしたんです。お互い農業者と、それで、女性の方は結局、農協の職員の未婚者、役場のちょっと行ってくれる人、そういった知った者同士だからもう何か、いつも普段どおりに喋る人が多かったから、カップルという、そういうあれができんやっただけです。今回いろいろな手を使ってイベント等もしていただいておりますけども、やっぱりそのイベントの時に相談員たちがどのような手段で行動を世話をしているのか、やっぱその辺もかなり力を入れてもらわんと、カップルはできんと思うんですよ。トータルでは何組かカップルができたとおっしゃっておりますけども、私はよくテレビを見るのが好きで、お笑いのナインティナインが、地方に回って、そういうカップルをひつつける番組もあっております。これはテレビですので、やらせもだいたい入ってると思いますけども、やっぱりそういったふうな相談員達も、せっかく現場でイベントをする、もっと力を入れてするような、やっぱりそういった取組をもうちょっと、その3人だけじゃなくて、いろいろ他にも加勢を受けてですね、そういったやり方はできんのかなといつも思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

山口委員の23歳の頃は皆さん方は全く生まれてもおらん時代やったかもしれない。しかしですね、良い例を挙げてられて質問されておりますので、誠意をもって回答をお願いします。

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この婚活のイベントですね。当時と言いますか、以前この会員だけのイベントというものもあって、会員が少ないから参加者も少ないという状況もあったんですね。会員以外も、非会員も含めたイベントを充実しようということで、今後はちょっとそういった、会員以外の人もたくさん集まるような場をつくりたいというふうに考えてます。それから相談員ですとか、町内に12名のお世話やきさんという方がいらっしやって、そういう方も大きなイベントのときには一緒に入ってもらって、なかなか会話が續かないように時に、喋らんねとかいうふうに促すというふうに、本当にお世話やきですね、というふうにしています。そういうイベントも今後続けながら、より人が集まるような、楽しいようなものをちょっと考えていきたいということと、あと農協の話が先程出ましたけれども、昨年度からですね、長崎市、時津町と連携でこの婚活も事業として取り組んでいこうということで、会社とか団体で4名程度の方々を登録してもらって、お互い登録された者同士、男女が、気になるようなグループとイベントをやったりとか、そういうことも始めております。これから町内の登録団体というのもどんどん増やしていきたいと考えてますので、そうした機会も活用していただきながら、この婚活事業というのを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

婚活の話に非常に行くんでちょっとお伺いしますけれども、そもそもこの結婚相談事業というのは定住促進の側面から始められたことなんですか。それと、先程6組成婚に至ったということなんですがその方たちは、今、長与町に住んでおられるのか。そこをちょっと2点お願いします。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この結婚相談事業は定住促進と、あと地域の活性化、また少子化対策にも資するものとしてスタートをしております。今まで6組ですけれども、今年度3組の方が御成婚をされました。その方々については皆さん町内に在住ということをお聞きしてます。トータルで6組のうちの今年度3組。今年度は町内に住んでいただいているというふうにお聞きをします。以前は、町外に最終的に住まいになったというお話も聞いておりますけれども、なるべく町内で住まいをいただきたいということで、こうしたパンフレットを作りながらですね、子育ても長与でどうですかというふうに御案内をしてるところでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

結婚事業等はソフトな部分なのかなと思っていて、先程浦川議員の方からちょっと出ましたけど、住みよいまちづくりをつくるのが先決ではないかという部分では私はこちらの方に賛成なんですけど、今池山地区が開発されてますよね。定林の方も開発をするということで、定林の方にもビューテラスとあまり変わらないぐらいの大きな団地ができるという噂もちょっとありますけれども、となった場合に、イオンタウンのこの商業施設だけで、みんなが魅力を感じているかというところでの、やはりその商業面での拡充というんですかね、魅力拡充っていうところを、やはりもうちょっと充実させるべきではないかなと思うんですよね。よくユニクロがある所の若者は流出をしないという伝説があるらしいんですけれども、そういうふうな感じで、もうちょっとこう、ハード面というか、みんなが居残りやすい状況というのを、長与に残りやすい状況というのをソフト面以外でどういうふう考えてらっしゃるのか。ただ住むだけでよければ今までと一緒に、長崎に働きに行って、長与は寝るだけっていうように、それでいいのかっていう根本的なところの考え方っていうのをやっぱりちょっと変えないといけないんじゃないかなと思うんですけれども、その点での考え方というのはどうお持ちでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

町民意識調査における本町の満足度が低い、逆に言えば不満が高い領域というのは、商業、それと地域公共交通、それと文化施設、これがベスト3でございます。商業につきましては、一定、イオンタウンができたことで、以前に比べると随分改善はしたと思っております。ただ、やはり、おっしゃるように例えば医療品であるとか、極端な話、例えば枕カバーとか、エプロンとか、町内で手に入らないという状況はあまり変わってないと。そういう中において、以前、大きなショッピングモールの話がありましたけれども、あれは残念ながら実現しなかったということがございます。私の個人的な見解かもしれませんが、あれだけのイオンタウン程度の施設でもそれなりに町内が活気づいたというところがございますので、あれがもし実現していたらどうなっていたらというのはいまだ非常に残念な気持ちでおります。ただ一方で、その商業機能というのは役所が直接経営するということができませんので、やはりそこは誘致という言葉になるのか分かりませんが、出店しやすいような環境づくり、出店要請が殺到してるというような、以前はありましたけれども、将来的に人口が爆発的に増えるということは考えにくいんですが、やはりそのおっしゃるような、一定そこで皆さん、商業機能が改善したということはあるんでしょうけれども、やはり十分ではないと、ひょっとしたら今後の意識調査の中で出てくるかもしれませんので、そこはなかなか難しいところあると思いますけれども、そういった環境づくりを進めていく必要があるのかなとは考えております。一方で雇用にも一定貢献するということが分かっておりますので、できれば企業誘

致という観点からも、考えてまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

それでは時間の都合もありますので、交通対策と空き家対策について、もう一括して説明をしていただいて、そして質疑を受けていきたいというふうに思いますので、資料を今から配ります。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

交通対策についてと空き家対策について説明を求めます。

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

それではまず交通対策について御説明を申し上げます。鉄道網の整備促進については、長崎新幹線鉄道利用促進協議会というものがございまして、こちらのほうに加盟をし、JR九州の方に毎年要望を行っております。今年度は、資料の2の1でございませけれども、平成29年度の要望事項ということで朝夕の通勤通学時間帯の列車増便、増結。道の尾駅への列車行き違い設備の設置。高田駅及び駅周辺のバリアフリー化推進という3点の要望を行っております。これまでも継続して要望を行っておりまして、例えば諫早長崎間、長与を經由するものの通勤通学時間帯の増便ですとか、本川内駅のバリアフリー化など対応をいただいているという状況です。この他、平成25年度には国、県、町とJRの負担によって長与駅のバリアフリー化も実施をいたしました。また本町としても鉄道の利用促進を図るために、大村線沿線観光活性化協議会において、観光活性化策の検討を行ったり、昨年は長与駅へ原爆救援列車の車輪を設置をして、鉄道輸送の役割の重要性など発信をしてきたところでございます。こうした中、今春大幅な減便を予定をしているということで昨年12月にJR九州が来町されました。この段階では詳細な改正案が示されておりませんで、事前協議もなく突然の減便ということでございましたために、急遽、本年1月に、同じく長崎新幹線鉄道利用促進協議会を通じてダイヤ改正を再考していただくように要望を行ったところでございます。それが資料2の2になります。内容としましては、減便は住民生活への影響があることから改正案を見直していただきたいということと、大幅なダイヤ改正に際しては事前協議を行っていただきたいというこの2点を要望をしております。その後、詳細なダイヤ改正案が示されまして、本町内では往復3便が取りやめになるというふうな内容でございました。それが資料2の3でございます。減便の理由としましては、その時間帯の利用者がほぼ無いということと、深夜の便については沿線住民からの騒音の苦情、それと従業員のワーク・ライフ・バランスへの配慮というものでございました。厳しい鉄道の経営状況の中で、九州管内全域における総合的な判断だと思っておりますけれども、本町においては、JRでの利用

者というのは今、増加傾向にございます。今後の需要の増加も見込まれるという中で、住民生活への影響が懸念されるために減便は容認できないということを申し伝えまして、改めて見直しを要請をしたところでございます。しかしながら、結果としましては、当初の改正案の通りに発表されまして、先日17日からそういったダイヤの運行がなされているというところでございます。JRとの協議の中で、長崎駅までJRで16分という利便性の良さを町としてもPRしているということ。それから渋滞回避のためにも鉄道は重要であるということ。県庁の移転をはじめ、長崎駅周辺の開発によって、利用者の増加も見込まれることなど、本町としての必要性を訴えるとともに、今後需要に応じた増便、増結の不断の見直しをお願いをしたというところでございます。今後も引き続き要望書の提出などを通じて、鉄道網の整備促進について要請をしまいたいというふうに考えております。

続きまして空き家の対策についてでございます。こちらは資料は無いんですけども、今年度、土木管理課の方で空き家の実態調査を実施をいたしました。調査の方法としましては、水道の開始廃止の台帳ですとか、地籍のデータ、あと民生委員のアンケートなどを基に抽出された家屋について現地の調査を行ったというところでございます。平成25年に実施されました住宅土地統計調査では、賃貸や売却の物件を除く空き家の推計が660戸と統計上推計をされておりましたが、実際に今回行った結果としましては254件でございました。思ったほど多くなかったのかなというふうに認識をしております。その理由として、本町はやはりいまだに住宅需要が根強いということと、宅建取引業者も多くございます。そういったことから、中古物件が一定、流通をしている状況にあるのではないかとこのように考えてます。それから、この254件の持ち主に対してアンケートも実施をしております、回答率は47.6%でございましたが、お持ちの家を利用していないとお答えになられた方が28.1%でございました。そのうち、将来的に住むとか、相続する、売却、賃貸、解体するなどの予定があるもの以外ですね。ですから、今後の活用が今のところ予定がない、それから、どうしていいか分からないというふうに回答された方が21.9%ございましたので、全体からすると約6%の人が空き家を利用しておらず、今後の活用の予定がないということでございます。数にすれば15件程度になるのかなというふうに考えてます。空き家の問題は、一つは長い間放置されることによって老朽化し、環境衛生的に影響があるということかと思っておりますので、所有者の自己管理というものが前提になってこようかと思っております。現状、町としては、県の相談窓口が設置されておりますので、そういった所と連携をしながら所有者に対して適正管理をお願いしていくということが第一ではないかというふうに考えております。簡単ですが、以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

2点について説明をいただきましたが、もう全部合わせて、質疑を受けていきたいと思っております。ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

各市町からJRに対する要望が一覧でまとめてあるんですが、そのあとに要望という形で要望書を出されておりますが、これは文書で回答書というのではないのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今年、春のダイヤ改正に対する要望書と緊急に出した分については、回答はまだ来ておりませんが、例年行っているものについては一定回答をいただいているというところがございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

この中で、朝夕の通勤通学時間帯の列車の増便、増結についてなんですけれども、長与町から長崎市内の高校に通っている、浦上駅付近に高校がいくつかありますけれども、そちらの方に通ってる方の保護者の方から、その時間帯がちょっと混雑があるもので、特に女の生徒さんっていうこともあって、もう少し対策ができないのかという話もあつて、当然町としても把握されてると思うんですが、増便、増結。いわゆるもう1便、もう1車両ですかね、増やすなどの対策というのは、多分今回だけじゃなくて、継続して要望されてると思うんですが、これはJRがどういう理由で、なかなかそれには応じていただけないものなのか。混雑してるんだったら増やした方がJRとしても利益になると思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

通勤通学の時間帯、非常に混雑をしているということで、私どもも何度もお願いもしておりますし、JRとしても、そこは非常に認識はされているところではございます。ただ、現状においても、車両を含めて持ち得るもの全て最大限に活用している状況というふうに御回答いただいております。今後については、十分調査しながら、どのような方法が可能であるか検討してまいりたいというふうな回答でございまして、人的、物的にも投入をしていただいているという状況なのかなというふうには理解をしております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程、減便の理由の中に、夜間の騒音の苦情があったとかという、これは本当のことなんですかね。実態をちょっとお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

J Rとお会いをして、どういう理由ですかということをお尋ねしたら、今御指摘の通り、夜間については苦情があると。できれば1 2時前までに運行を終えたいと。それを超えるような運行がなかなか難しいというふうなことも理由の1つとしておっしゃられておりました。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この長崎線長与経由というのは相当昔からありまして、昔は夜行列車も行ってたんですよ。そういう意味では、おそらくその苦情を言われた方は、線路の後に生まれたんだと思うんですけども、そこら辺はやっぱちょっと反論の余地は少しあるんじゃないかなと思いますので、今後の参考にしていただけたらと思います。

○委員長（岩永政則委員）

久保平部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

今の話は文書上ではなくて、口頭でやりとりする中でそうおっしゃったんですね。私どもも、以前は貨物列車もあった、夜行列車もあった、そういう中で、そんなことをおっしゃる方がいるんですかというようなやりとりになったんですが、ただ、長与に限った話ではなくて、これは多分J R九州の全体として、やはりそういう苦情が最近は増えていると。そういうニュアンスでおっしゃったんだと思いますが、確かにそうおっしゃいました。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。いいですか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

ちょっと交通には関係ないんですがちょっといいでしょうか。さっき観光という、名前も出ておりましたので、本川内が、今バリアフリー化をして、改札口が狭くなって、昔、外に椅子が四つ置いてあったんですよ。それで、それが今撤去されております。何を言いたいかと言えば、また言えば笑われるか分からないけど、福山雅治が稲佐とかでイベントとかすれば、全国から追いかけて回す人たちがたくさん来るんですよ。一時はもう本川内駅までマイクロバスを貸し切って来たこともあるし、ちょくちょく来てたんですよ。今の久保平部長には言っていないけど、その前の部長まではずっと椅子を戻して、

そうすれば電車も使うから良いということで、それも1つの観光のPRになるんじゃないかということで、言ったこともあるんですけどね、そういった意味で、やはり、ちょっとのところで良いので、そういう椅子もぼろいのでいいですよ。そういうのをすればまた違うのかなっていう思いがしております。これはもう答弁は要りませんが、そういった思いを思っと思っていただければと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

今回3便減されたということで、JR九州も民間企業ですので、それなりに費用対効果を考えれば利用者が少ない時間帯は減らしていく傾向になっていくのかなというふうに思いますし、企業自体も鉄道部門だけじゃなくて不動産部門、そういったところでも収益を上げられてるということであれば、必然的に鉄道部門の採算のとれないところは本数がやはり減ってくるのかなというふうに思います。そういった意味では逆に、今後そういったダイヤ改正がある場合、逆に人を減らさない施策をとっていかなくちゃいけないというふうに思いますけども、そこら辺の対応はどのように考えられていますか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

JRと協議をする中で、もう1つ申し上げたのが、便数が減ることで利便性が低くなってJR使いづらいねということで人が離れていくと。これは負のスパイラルに陥る可能性もありますので、そういうところは十分に検討してくださいということも申し上げました。私どもとしては、これまでもそうなんですけれども、JRの優位性ですとか役割、こうしたものも訴えてきてますし、例えば、新幹線の開業に向けてJRと一緒に在来線も活用していくと。特に長与は長崎駅で新幹線を降りて、その後すぐ乗り換えていただいて、この風光明媚な大村湾の方に観光に来ていただくとか、そういうことも町として広域的に考えているところです。その他にも、利用促進を図るという意味も込めまして、例えばダイヤですね、こうしたものを住民の皆さんにどういった形かでお配りができないかとか、そういうことも考えてまして、JRにもそのことお伝えしたところ、私どもの監修があればそういうことも可能ですということでしたので、そういうことも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

それとパーク・アンド・ライド、検討されているというふうな感じですけども、やはりJRの利用者、送迎で交通環境が接点がないんで、自家用車で結構迎えに来られてる

方がおるんで、そういった利便性を考えれば、もうちょっと早目にそういったパーク・アンド・ライドというような形で駐車場の拡張、整備というところを早目早目にやっとけば、ある程度の利用者っていうのは減っていかないのかなというふうに思うんですけども、そこら辺はどのように考えられていますか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

所管の方ともいろんな形で話をしてるんですけども、現時点で、町内の具体的な整備の需要が無いということをお聞きしておりまして、現段階では、特段の取組は行っておりません。ただ、その用地の話、適地があればということで一つ考えられるのは、中尾城公園ですね、あそこの駐車場を活用してというふうなことも想定されますので、これは引き続き研究をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

さっき空き家の調査を29年度に実施したと。水道メーターとか、民生委員のアンケートとか、いろんなことを言われましたけれども、そのアンケートは47.6%が回答があったと。あと、約53%ぐらいは、例えば、宛先が不明で返ってきたとか、受け取ったけどもアンケートに回答してこなかった、そういういろんな理由があるかと思うんで、ここら辺のデータというものはあるんですか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

この調査自体、土木管理課の方が委託をして実施をしておりまして、そこまでの情報を私が持ち合わせておりません。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

行政が持つてる、例えば水道メーターとかいうのは、これは確実に使われとらんということを証明するもので一定の信憑性はあると思うんですが、いずれにしても、その空き家対策云々というのは、全体的な、取りまとめる所管としては皆さん方の所だとすれば、やっぱり第9次の総合計画等でもデータベース化に努める云々というのをやっておるわけですから、そういう情報については公開して、公開することによってまた関心が深まっていくということにも繋がってきますけれども、そういう調査の結果を公表するということが大事じゃなからうかと思うんですが、どういうふうに思われているか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

現状の本町の事務分掌といますか、空き家対策に係ることというのは、土木管理課の方で所管をしております。それもあって今回、実態調査も土木管理課の方で実施をしたということですので、私の口から公表しますとか、ちょっと申し上げにくいところもございます。御了承いただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。質疑ありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今のお話をいろいろ聞きまして、現状、実態として、町が対策を講じなければならぬような物件が町内にあるのかなのか、今取り組んでるものも含めて、その実態をちょっとお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

今回実態調査を行った中で254件の空き家があったという結果でございました。その状態も何段階かに分けて、例えば居住がそのまま可能だとか、補修をすれば可能だとか、そういった段階的に件数の調査もされているようでございます。その中で、危険というわけではないんでしょうけど、何らかの手当てが必要かというものが3件あったというふうに、件数ですけど、そういう結果はお聞きをしております。それは恐らく、古くなって見た目も非常に老朽化をしているということで、近隣に何らかの影響があるんじゃないかというような部分だと思いますけれども、それについては今後、詳細な対策といますか、検討をしていくものというふうに考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他に。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

対象となるようなものが3件町内であるということで、基本、自己管理から始まって、心配な方は県に相談窓口があるということで、そこに行かれた後の話だと思うんですね、行政の手に渡ってきてどうこうというのは。県に相談に行かれてるのかどうか、そこは分からないでしょう。分かりますかね。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

実際相談に行かれてるとかどうかというのはちょっと把握はしておりませんが、この後ですね、恐らくその指導というか、相談窓口がありますよという御紹介から始まって、もっと強くなれば、指導勧告というふうに流れてはいくんでしょうけど、本町としてはまだそこまでは行ってない。まずは、そういった持ち主の方に管理することが重要ですよ。分からなければこういった窓口もある、ですとか、自分で管理ができれば、例えばシルバーですね、代行管理というものもあるというような情報をお伝えをしていくというふうにお聞きをしております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

地域の方から空き家、現在住んでないというか、施設とか病院に入られて息子さんや娘さんが将来帰って来ることはないけれども、実家としては、お家として、何を言いたいかというとその荷物とか、そういった家財道具等があるから、他の人に貸すこともできず、そのままに子供さんが見に行く。その近隣の方に見れば、防犯の面からしても、やはり人がもう明らかに住んでないという状況が生まれてるのは非常に怖いという声も聞かれますけれども、そういった状況で、貸したり売ったりするようなことができないという現況もあると思うんですけども、そういった点についてはどのように思われていらっしゃいますか。

○委員長（岩永政則委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口功君）

ただいまの御質問にお答えします。まず空き家における防犯上の問題でございますけれども、これにつきましてちょっと説明させていただきますと、時津警察署の地域課という所でございますけれども、交番職員がそういう空き家については年に1～2回は全て訪問をしているということで、先程出ましたように、自治会、または地域住民の方からちょっと薄気味が悪いとか、人が屯している等の通報等を受けた場合には現場確認を行いながら、重点地区として巡回回数を増やす等の対応をしているということでございます。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

第9次総合計画の施策の25の市街地整備の中の住宅環境の整備というところで、空き家の有効活用ということで、空き家を活用した若年層の住み替え促進、高齢者向け住

宅環境整備に向けた研究、この辺りが政策企画課の担当になるのかなと思います。その当時、長崎新聞にも有効活用に取り組むということの記事に載せてたかと思うんですけども、その辺りの研究というのは実際に担当課として、この定住促進に係る空き家活用だと思っんですけど研究は進んでおられるのかですよ。実際にその空き家を活用して、ちょっと元に戻るかもしれないんですけど、活用して何かをもう実際にやってるとい、その段階までなのか、この総合計画は20年までとなっておりますので、あと2年間の中にどこまで進む予定でいるのか、その辺りをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

移住の施策として、例えば県内でも空き家バンクですとかリフォーム補助ですかね、転入をされてきて、空き家にお住まいになるという場合のリフォームの補助とか、そういった制度を創設されてるところもございます。そういった情報を収集しながら、長与でそれが実施できるかというのが今回の空き家の実態調査の結果だったというふうに考えております。今現在の今回の結果からいくと、所有者の方が今後利用を考えてない、今利用してないというものが非常に少なかったということもございまして、件数にして15件程度なんですね。ということもございまして、所有者の意向もございまして、一定民間の参入というのも長与町内の場合には多くあるということで、一つその空き家バンクでいえば、供給がもう追いつかないと言いますか、運営自体が困難じゃないかなというふうに考えております。リフォーム補助についても、一定3世代同居ですとか、近居ですね、こういったものも実施しながら、一方で民間でも古い物件を買い取ってリフォームして売るといふような流れもありますので、どこまで行政として支援をしていくのか、最終的には個人の財産にもなりますので、そういったものは、今後の研究かなと。今の空き家の現状、件数に対して町が何を行っていくべきかというのは研究をしていく必要があると考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

この空き家対策っていうのを今回、私たちの総務の中で課題に上げているのは、おっしゃるように今現在というのはさほど大きな問題化はしてないと思うんですが、私、委員長もそうですけれども、ニュータウンに住んでおりますと、もう70歳を超えた位の方々がかなりいらっちゃって、やはりそういった方々が今後高齢化が進んでいく中で、例えば中には施設なんかに入所されたりということで、今後空き家が増えていくんじゃないかなということがありまして、そういう中で、また若い人たちにも来ていただいて、団地がね、新陳代謝とさっき言われましたけど、一定そこでまた若い方々にいかに入ってもらえるかというのを考えんといかんというのが一つ共通認識としてあるんじゃないかな

いかと思うんですよ。それで今現在は、もう即どうにかしないといけないという状況じゃないけれども、例えばもう既にそういう過疎化が進んでるような地域では取組が出てきているんじゃないかと思うんです。その辺りをもう今の段階から先進地を研究した方がいいんじゃないかなという思いがあります。これは雲仙市の方の例なんですけれども、恐らく長与町と比べて過疎化が進んでるからだろうと思うんですけれども、かなり、いくつもの補助とといいますか、町として施策がありました。見てみますと定住促進を奨励する補助金ということで、そこに住んでもらったら、これは空き家ではないんですけれども、新たにそこに住んでもらった方には補助をしますとか、空き家活用推進奨励補助金。それとか空き家活用推進、これはまた違う形での空き家の活用補助というのがあったりとか、先程言われた空き家バンクですね、こういうふうに進んでる所ではいろんなこういう施策をやってるので、今すぐじゃないでしょうけれども、少しこういったものにもアンテナを張りめぐらせて、我々議会もそうなんですけれども、徐々に研究をしていった方がいいんじゃないかと思うんですが、その辺りの考えはいかがでしょう。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

御指摘のように、現状において本町では団地の開発も進んでおりましたり、賃貸物件だったりマンションの建設ですね、こういったものもあっていて、住宅の需要はあると思っております。人口の減少が著しい、過疎といたしますか、そういった自治体では、もう今ある、現状に対する課題として、そういった取組を行っているというふうなものは、研修に参加をしたり、インターネットで情報収集したり、あるいは県内の場合はもう実際に直接お話を伺ったりということは、これまでも行っているというところがございます。やはり、地域特性といたしますか、本町の今の現状において今すべきことは、やはりその所有者の方々に対して、放置をして周りに影響を与えるようなことがないように、管理をお願いをしていくことかなと思っております。当然今後は人口減少ですとかそういった局面で空き家が増えてくることも想定されますので、そこはもう引き続き情報収集しながらですね、研究はしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。ないようでしたら、ちょうど一時間半経過をいたしましたので、政策企画課と地域安全課については終わりたいというふうに思います。いいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議ないようですから、これで終わりたいと思います。どうもお疲れさまでした。

15分まで休憩をいたします。

（休憩 10時58分～11時12分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き、総務文教常任委員会の所管事務調査を実施したいと思い

ます。それでは1番下にあります学校給食に関することについて、ただいまから所管事務調査を行います。ここに5つ調査事項を掲げております。各学校別、これは共同調理場のセンターを含めた、各学校の給食の現状についてというのが1つ。それから、現状における問題点と課題ですね。これはそれぞれあるんじゃないかなど。学校の単独校の、単独の調理場にも問題があろうし、課題もあろうというふうに思うんです。また、センターはセンターであろうと思います。それから給食費の徴収に関する現状と問題点ですね。これは公会計になってないわけですので、いろいろ学校の教職員の問題等もあろうというふうに思います。それと、そういう問題点の課題解消、課題とか問題点等、あるいはその課題の解消のための公会計、町が直接集金ですね、お金の面の公会計への移行についての現在の教育委員会の考え方、こういうことにつきまして、現在についてお話を聞こうということで、その他給食に関することということで5点書いております。したがって今から説明を求めたいというふうに思います。

金崎理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

それでは、調査の5点ある項目につきまして、まず1項目目から説明をさせていただきます。まず各学校、センターも含む給食の現状についてということですが、現在長与町では南小学校にあります調理場では、長与南小と、そして三つの中学校の調理を共同で行っております。この共同調理場というふうには呼んでますが、この後説明の中ではこれをセンターというふうに言わせていただきます。この現状について、3つに分けて説明をいたします。まず調理まで、そして調理と配送、そして配膳、残食というふうな状況で説明をさせていただきます。まず第1点目の調理までですが、現在、調理員ですけれども、センターの方は17名、そこにパートの方を6名加えて23名で現在、日々の調理を行っております。長与小学校が調理員さん6名、そしてパートの方1名で、7名で行ってます。高田小学校は4名、洗切小学校が3名にパートの方を1名加えて4名、北小が4名ということになっております。続きまして物資の納入についてですが、まず1点目、お米についてです。半期ごとの競争入札によって業者を選定するようにいたしました。ただし、6月、11月、1月は、地場産品を利用する月間として業者、そこで選定された業者の他にも納入することを考えております。平成30年度の上半期は3社による競争入札を行いまして、業者は決定をしております。続きまして野菜についてです。野菜につきましては、センターと単独校の2つのグループに分けて、月ごとに交互に2社から納入をしております。価格は1カ月に1回あるいは2回価格会を開きまして、事前に価格を届けられたことを基に、共通価格を設定をしております。価格会には教育委員会の学校教育課、そして栄養教諭、納入業者の担当者が出席をします。また、その他野菜はじげもんからも納入するというをしております。続きましてお肉です。平成29年度は1社から納入をしております。学期に1度価格会を開きまして、出席者は先程申し上げました野菜と同じような出席者です。その他の物資ですが、食用油につ

いては競争入札、牛乳デザート等につきましては長崎県学校給食会から物資を納入をしていただいております。続きまして調理と配送についてですが、小学校は各学校で調理をしております。配送が必要ありません。中学校はセンターで調理をしてトラックで配送するというふうなことを行っております。続きまして食数です。1日当たりの概数ですが、センターはおよそ2,000食。長与小学校が980食、高田小が340食、洗切小が265食、長与北小が325色です。調理員の勤務時間ですけれども、センターの方は8時半から16時30分まで。南小以外の小学校におきましては単独校におきましては8時15分から16時15分です。この調理員の方々の人事管理は、長与町公共施設管理公社の方が行っております。続きまして配膳と残食についてですが、まず回数についてです。小学校は年間185回、今年度中学校は172回、実施をしております。この中で残食についてですが、全体では1%未満です。ほとんど無いというふうな状況だというふうに御認識ください。以上が1点目の説明です。

続きまして、2点目ですが現状における問題点と課題についてです。まず、調理の時点ですが、調理員につきましては、夏場、あるいは気温が高い時期における熱中症の対策というのが問題点、課題に上がります。そして先程パートの数をお話をいたしました、この数が不足をしておりまして、年休あるいは病休等を取られた折の、各調理場への補充の対応が難しいケースが出ております。続きまして、調理の備品の老朽化というのも課題に挙がるかなというふうに思っています。配膳の段階で言いますと、中学校の実施回数172回ですが、他市町と比較をすると少ない状況です。これが問題点として挙がるかというふうに考えてます。

3点目に行きます。給食費徴収に関する現状と問題点についてです。まず給食費です。現在給食費は小学校が4,000円、中学校が4,600円です。先程の185回、172回と申し上げましたが、それで計算をしますと1食当たりの単価ですが、小学校は238円、中学校が294円です。この徴収方法ですが月ごとに口座振替を行っております。未納も出ます。この未納の対応につきましては、未納が出た時点で各学校の図書校務員の方から連絡を入れております。また、未納が多くなったケースにつきましては、児童手当から引き落としをするというふうなことで対応をさせていただいております。まだ平成29年度全部が終わっておりませんので、平成28年度の納入率を申し上げます。納入率は99.81%です。重なりますけれども、確認と督促につきましてはの担当は図書校務員、町雇いの図書校務員各学校におりますけれども、図書校務員が担当しております。教職員が担当することはありません。問題点です。99.81%、これは全国で比較をしてみてもかなり高い徴収率だというふうに思っていますが、わずかでありまして滞納が、100%ではないというところは問題点に挙げられるかと思えます。これを納入率100%にするというふうなことは、目標にすべきことだというふうに認識をしております。

続きまして4点目です。問題点と課題解消のための公会計化。町が直接集金をするこ

とについての教育委員会の考え方ですが、平成30年度に文部科学省が徴収方法のガイドラインを策定するというふうなことを平成29年度に発表されました。本町の教育委員会としましては、ガイドラインが公表された後に、公会計の実施の有無について検討に入りたいというふうに思っています。公会計になったときの課題と予測されますのが、未納の対応ですけれども、契約というのが、このままの契約というのは給食を食べますか、食べませんかという契約です。いわゆる契約書を交わすということを一々はしておりません。これがないまま行いますと、これ私債権のまま。公会計化になっても私債権のままということになりますので、その点で長与町が徴収をすることはできません。未納のものを徴収することができないということです。契約ということの変更ということが公会計になったら課題になるかと思えます。そういう点も含めて徴収方法のガイドラインを注視をすべきだというふうに考えております。

その他給食に関することについてですが、お手元に長与町学校給食用物資の調達に関する要綱がございますでしょうか。これにつきまして、御説明をさせていただきます。今回、11月に教育委員会の方で、この要綱を一部改定をさせていただきました。これにつきましては、議会と、あるいは特別委員会の方でも、学校給食の物資の調達につきまして説明がつくような状況にするというふうなことの御指摘がございましたので、それに基づいて一部を変更させていただきました。第4条を御覧ください。まず納入の業者につきまして、(1)ですが、町内に本社または営業所がある、ただし公益財団法人学校給食会及び町内での製造加工または必要数量の調達が困難な食品についてはこの限りではないというふうなことで、ここに取り扱い業者について規定をさせていただきました。続いて第2項です。前号の各号の規定にかかわらず、地産地消の観点から、教育長が適当と認める業者は登録を決定することができるということで、先程申し上げました6月、11月、1月のお米につきましては、教育長決定ということができるということにしております。それはお米に限らないところでもあります。続きまして第6条を御覧ください。学校給食用物資の購入にかかる契約につきましては、競争入札または随意契約によるものとするというふうにしてますが、例外を認めているものは、物価の変動が著しい生鮮食料品というふうにしてしております。これは見積書の後に価格決定会議で協議の上これを決定するというふうなことで行っております。先程説明をしたのはここに基づいてということになります。以下、入札の要領等につきまして、そこに掲載をしているところでございます。あとにつきましては申請書等の様式について掲載をしているものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑を受けていきたいと思えます。関連がありますので、全部含めて質疑を受けましようかね。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

給食米問題が起こったときに、契約のあり方で見解の相違があったんじゃないかと思うんです。キロ当たり幾らなのか、年間確保するとか、その辺りで若干見解の相違があったんじゃないかと思うんですが、その辺りを明確化するような規定というのは、ちょっと私読み取れなかったんですが、その辺り検討されたでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

問題等が起きた時も一緒だったんですけども、基本的には単価契約。今回も前期に關しまして、納入月を明確に業者の方に指定をしまして、6月、11月、1月に関しては地場産を使いますよという形での見積入札をお願いしてるところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと確認ですが、この要綱の中でそういうものを謳ったのか、それとも別にあるのかですね。

○委員長（岩永政則委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

俗に言う、工事関係とかも一緒ですけど、入札執行通知の中に、お米の種類とか何年米とか、そういうものを明記して価格をお示しくださいということで、入札執行通知の方で謳っております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

執行通知の中で謳っているということですね。それと前回、いろんな質疑の中で、米自体の納入が果たして県内産地場の物か、どこの物かということの確認がなかなか取れなかったということもありますので、何らかの形での検査といいますか、県産品である物というような確認を取る手段というの何か取っているのか。どこかの中で謳っているのかですね、お願いします。

○委員長（岩永政則委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

入札執行通知の中に、お米のどこ産であること、それと米の等級関係も謳いまして、最終的に落札業者に関しては、米の出荷証明書を添付するよということ、今回も出荷証明を添付していただいているところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

4条の1番で、納入業者の登録決定というのがあるんですが、条件として町内に本社または営業所があることということなんですが、今、町内にもいろんなこのスーパーとかもいっぱいできとるんですけども、こういったものがここで言うところの営業所扱いになるのかということと、12条の競争入札に係る委任ということで長与町財務規則の例によるということで、財務規則を参考にすることだと思っておりますが、当然こうなると、教育長が予定価格を書いて、入札に望むという形になろうかと思うんですが、その予定価格の根拠とか、出し方というのも決めておられるかどうか。そこをちょっと2点お願いします。

○委員長（岩永政則委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

予定価格が私どもも実際、問題であろうかというふうに考えまして、実際今回は、予定価格を設定をしなかったんですけども、農林水産省の関係の、その年度の長崎県での価格というのが決まります、出てまいりますので、それによって極端に申し上げますとその談合とかが無いような形で、最低この価格で今現在取引ができてますよということで、これ玄米価格なんですけども、それによって、価格の決定をしたいというふうを考えております。

スーパー関係ですけども、基本的には長与町にそういう営業所を構えてる所にはですね、参加していただいても結構なんですけども、今回いろいろ、お店等にも直接、連絡をしたりしたんですけども、結局、申し出があったのは、本店が長与町にある業者が一つとですね、長崎県給食会ですね、それとJAさんしか申し込みはございませんでした。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今の話はお米の話でしょう。今回された。一般的なことで、肉とか野菜とかいろいろありますので、そういう場合に対象になるのかどうか。

○委員長（岩永政則委員）

金崎理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

現在野菜の方で、こちらの方にある大型のスーパーのララの方から野菜の納入をしていただいております。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

給食費徴収に関して御質問しますが、公会計については国のガイドラインの策定後に検討されるということですが、現在口座振替から未納になって、図書校務員の方が担当されている。通知をされて、その通知後に払っていただいて、多くなると児童手当からということで御説明をいただきましたが、99.81%というのはかなり高い水準であろうかと思えます。ただこの児童手当からでも徴収をされているけれども100%にならない要因というのは何なのでしょう。

○委員長（岩永政則委員）

金崎理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

児童手当につきましては、これだけではなくて、あるいは保育料とか、こういったところもここから引き落としということになりまして、優先されるのが保育料でございます。そこから引き落とせないというふうな状況もあっておりますので、そこが0コンマ幾らというふうな数字が出てきているところです。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

はい、要因は分かりました。これは仮定の話でございますけれども、もし公会計に移行されて契約、個人、今私会計ですから、そういったものの問題点もあるということはあると思いますが、もし公会計で、町が直接徴収という形になると、こういった点が改善されるのか、恐らくこれは予想で言われるのは難しいかと思えますけれども、そういった点はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

金崎理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

既に公会計になっている所の事例を基に推測をさせていただきます。まず1点目、納入につきましては、私会計から公会計に移ったときに納入率が下がっているというのが一般的でございます。10から20%ぐらい下がるというふうなことが今、実際に移った所はそういうふうな状況になっております。その徴収について言いますと、未納の所の徴収は、先程も御説明をちょっとだけさせていただきましたが、私債権に当たるために十分な契約をしておかないと、これを取るということがなかなか難しい状況でございますので、それが完全に、いわゆる集金ができている状況ではございません。そのことを、前例を考えますと、本町においても公会計に移ったときに、同じような例が発生するものというふうに推測をいたしております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

納入の件に戻って、以前給食米の問題が起きたときには、納入は二つの店舗の方でやっている。それは何故かと言ったら自前で精米ができるということで御説明があったんですが、この見直しする前には要綱の中でそういう精米をできるというようなものがあったのか。今回見直しでなくなったのか、それとももしくは別の規定の中でそういうのがあったのか。ここはどういうふうになってますか。

○委員長（岩永政則委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

前回の要綱、今回の要綱に関しましても、精米云々についての記述等はありません。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

議員にあった説明では、本来長与町内には他にも米を納入できる所はあるけれども、2つの店だけが精米できるからそこから取り入れてるということだったんですけど、その規定なり根拠なりというのは無かったということなんですか。

○委員長（岩永政則委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

その当時の説明は、どうしてその2業者なのかっていうことで、他の業者と比較した場合に、精米ができる、できないによって、単価構成がかなり変わってくると思います。それによってこの2つの業者から納入してるというのは、精米の技術を持ってる、精米の機械をお持ちですので単価が下がるということで、その2業者しか申し込みがなかったということで、どうしてその2業者になったのかというのは、そういう精米の機械をお持ちだから、2業者になったというふうに私どもはお答えしたつもりでございます。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

行政というのは本来その条例なり規則なり要綱なりに基づいていろんな執行をされますよね。私達もずっとこの間の一連の議論を聞いた中で、やっぱりその精米を自前でできるということで安くなるから、そこの方々が納めてるという話を聞いて、恐らくその要綱なり規程の中でそういうものを謳っているんだらうなど、今回見せてもらったところで、それがもう無いから、それを取り外して幅広くできるようになったのかなと思ってたけれども、あくまでも内部的に、慣例的にそういう事でやってきたというふうな事なんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

精米をできる、できないは、私どもは問題にしてないんです。安価で、品質のしっかりした米を納入していただけるのであれば、自前で精米ができなくても、それは構わないと思います。ただ、前回問題になったときに何でこの2業者なのかって尋ねられたときに、この2業者さんは自分たちで自前の精米の技術を持ってるから安価に入るということで申し出があってるんじゃないでしょうかということ、説明をさせていただいております。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

先程、公会計の課題として、給食費の滞納等の現状、相当すばらしい数値で徴収ができてるという説明があったんですが、その中で未納があった場合に図書校務員さんがその対処、処理に関する業務をやられるということだったんですが、ここの部分の、この校務員さんの業務の負担といたしますか、もう相当忙しいとか、そんなにはないとか、イメージで結構ですのでちょっとお答え願えますでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

金崎理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

相当負担ということはございません。通常の勤務の範囲の中で十分やれる業務でございます。

○委員長（岩永政則委員）

他にありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

ちょっと1点、何年か前に公会計化のことを一般質問しようかなと考えている時期があつて、いろんな方にお話を聞いてる中で、ある学校の校長先生にお聞きしたときに、学校側で徴収をすることによって、その子どもさんの滞納した子どもの生活、内情が分かる。だから、できれば私会計のまま学校での徴収をしたいというふうにおっしゃってたんですね。公会計化になると、お金の面というのは確かに明確になって、きちんとされて、良いこともあるかと思うんですけど、私会計ということの、やっぱりメリットもある程度あると思うんですけどね。公会計にするかどうかというのは、今現在としてはどっちつかずで、まだ検討、協議の前ですので、そこは何ともあれですけど、例えば公会計化となった場合の、子ども達の経済的な面での把握っていうのが一つ条件が少なくなるわけですね。公会計化になることで。そういうところも含めての協議になるかと思うんですけど、そういう点でのこの会計のあり方というのはどういうふうと考えて

おられるでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

金崎理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

今、委員御指摘のとおり、子どもたちの、いわゆる滞納の状況、あるいは納入も含めて遅れて納入するとかいうふうな状況の中で、家計のことも随分間接的に把握ができるというふうに考えます。公会計化になってそのところが、学校の方で取り扱わない、見えないことによって、子ども達にすべき配慮がもしかしたら今までよりは欠けるような状況も出てくるかもしれないということは十分に予測できます。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

その分、学校の教育委員会に替わることで、教育委員会でもある程度そういうことが把握できるということになるんですが、教育委員会もこれだけが業務ではないので、そこまで、子どもたちの一人一人の個別の内情までを把握できるっていうのは、ちょっとうまく言えないんですけど、その学校との連携ができるかと言ったら、業務量を考えるとやっぱりちょっと厳しいのかなと思うところでのデメリットというのをちょっと最近考えるようになったんですけども、金銭的なことっていうのはやっぱりその子の将来に関わって、生活に余裕がある、ないというのは、子どもの将来にやっぱりある程度の影響を及ぼすものというふうに言われているので、公会計化した場合の、やっぱりそういう部分での先生達の連携というのが、かなり密にならないといけないのかなと思うんですけども、似たような質問になるかもしれないんですけど、改めてですね。

○委員長（岩永政則委員）

金崎理事。

○教育委員会理事兼学校教育課長（金崎良一君）

まず公会計化になったときに、その業務、いわゆる徴収業務が教育委員会になるかどうかというのはまだの庁舎の中で整理をしていかないといけないかなと思います。仮に教育委員会になったというふうなケースの中では相当な業務量になるということは委員御指摘のとおりです。教育委員会と学校はかなり近い距離にございますので、情報の共有というのはしやすいかなと思いますが、別の部署に徴収が移った場合には、そこからその状況が届いてくるかなというのは、多少その距離がありますので、そのところについてはうまくいかないケースが出てくるかもしれないというふうに思ってます。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

ちょっとこの要綱の方に戻らせていただきたい。いろいろ特別委員会でも意見を申し

上げておって、事務方としては大変御苦勞いただいたものと思っております。良い要綱ができたなと思っておるんですが、まず、例えば、前回は委員会審査の中で申し上げたのは契約違反、契約に違反した場合に、これは明確に違反しとるじゃないかと、要するに契約をしとったけども2年間も取引をしてない業者をそのまま商工会の業者として指定をしてやとったと。だから、そういったもので契約解除ができるじゃないかという話をしとったんですが、今回この条項を見ると、14条でその他必要な事項は教育長が定めると、この中に入とるかどうかわかりませんが、基本的にやっぱりその契約に違反した場合の措置、ここら辺をやっぱり入れるべきじゃないかなと思います。これについてまずお伺いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

契約に違反をしてるかしてないかということに関しては要綱ではなく、契約書の中で謳うべきものではないかというふうに考えております。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

分かりました、是非そうしていただきたい。できれば契約書の写しがここにあれば良いんですが、それがありませんでした。できればもらいたいなど。それから基本的に登録申請書を出していただいて、登録業者に決定をして、そして1番最後のページの入札執行通知書ということで業者に入札書の提出を促す資料があります。これは恐らく前と変わらんとじゃないかなという思いがしとるんですが、というのは、前回問題になったのは、我々は1年間契約をしとったんだと。帯田次長は、いやそうじゃなくて単価契約であるんだと。そこで、もういろいろ行き違いがあったわけですね。議員の中にも、もう1年間契約しとるのに勝手に変えたからこういう問題が起こったんだと、事の発端は教育委員会だと、そういう言い方もされたわけですね。だからそういった意味では、これを見ると入札事項は件名、納入場所、品名ということでもありますけれども、次の裏面を見ると入札金額というのがあるので、単価契約というのは理解ができるわけですね。ただ、期間として1年間を想定してこれをされたのか。お伺いします。

○委員長（岩永政則委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

今回の入札に関しましては、仕様書の中にいつからいつまでという形で、今回は10月までを納入時期という形に占めています。それはなぜかということですね、平成29年度米が納入できるのが10月まで、それ以降であれば、平成30年度米が納入できるということで、前期後期分けまして、それと3か月間に関しては、地場産の促進関係

で、地元からとりますので、その月はその限りではありませんということでお話をして、通知をして、入札を行ったとこでございます。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

今、口頭で聞いたので、一定改善はされたなと思っておりますけれども、やっぱり、その書類として、それを残して、それが無かったので、私もこの単価契約については、3月と10月、いわゆる新米の出る時期と年度当初の前か、この2回はやっぱりせんばいかんやろうと。そういうふうに思っておりましたけれども今の話では多分そういうことだということで、ただこれが、ここにいただいた資料ではそれが全く無かったものですから、どうなのかなというふうに思ってお尋ねをしました。

○委員長（岩永政則委員）

他に質疑ありませんか。

ちょっと質疑をいたしますので、委員長を交代したいと思います。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

岩永委員。

○委員長（岩永政則委員）

良い要綱ができたんじゃないかなというふうに思うんですが、ただですね、2、3、疑問を持っておりますので、ちょっとお尋ねをしたいと思っておりますけども、この要綱は、どこかの所をサンプルにして、作ったものなのか。自分達が独自に作ったものか。その辺りをまずお聞かせをいただきたいと思っております。

○委員（分部和弘委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

要綱の見直しに関しましては、やはりサンプル的なものを集めて作っておりますが、今現在、町内の要綱等の見直しに関しては、総務課の行政係にチェック等をしていただくようになっておりますので、そういう形で今回の要綱は見直しをさせていただいております。以上でございます。

○委員（分部和弘委員）

岩永委員。

○委員長（岩永政則委員）

競争入札にしましてもね、随意契約にしましても、これは財務規則に基づいてやるのが当たり前の話なんですね。そういう面からいきますと、例えば第12条、4条は納入業者の登録関係の決定なんですけども、4条により定めるもののほか、競争入札に関する手続で教育長が必要と認める事務と、これをですね、財務規則の例によるなんてね、

財務規則が本来のものであるわけですよ。だからね、例えば第4条に定めるもののほか、他はですね、長与町の財務規則によりますよと、いうことにするべきであってですね、教育長が必要と認めるものは、財務規則でするなんて、それはおかしいだろうというふうに思うのが1点。それと8条ですね、前後して申し訳ないんですが、入札の執行なんですけども、これはもう文言はこれでいいとして、本来、金銭に係る契約は自治法に基づいて町長しか権限はないわけですよ。例えば教育委員会に係る、例えば備品関係ですね、何でもそうなんです。これは全部、請求書から何から全部、町長宛てにもらって、それでそれを、執行権は町長ですから、それをもって決裁をして、そして、町長に代わって決裁したものは、出納室に行って、お金を出すのは出納管理者であるわけですね。そういう原則は、やっぱりきちんと踏まえて、こういう要綱は作っていかねばいかなないんじゃないかというふうに思うんです。いかがですか。

○委員（分部和弘委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

岩永議員が言われることは重々分かるんですけども、今回支払い先が出納室ではなく、各学校が持つる私会計での支払いになりますので、その部分に関しては、このままでも良いんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

○委員（分部和弘委員）

岩永委員。

○委員長（岩永政則委員）

この要綱は私会計の要綱ではないわけですね。長与町の教育委員会が定めた要綱なんです。そうしますと、私会計でありながら一部、公会計化したような形に一部分、移行するような形になるわけですよ。でしょう。教育委員会が、それなら嘸む必要はないわけでしょう。私会計だったら。だから、しかしいろいろあるから、教育委員会が嘸みましよう、ですね。そういうことでこの要綱を、改めていろんな所から参考にして、したということですので、それはもう非常に良いことなんですけども、私会計でありながら一部公会計のような形で教育委員会が嘸んだわけでしょう。もうちょっと言いますとね、7条の様式がありますよね。第5号様式。だから教育委員会がですね、そういうものを執行する場合はやっぱり本来はこの要綱をこうして教育委員会が関わっていくならば、町長であるべきじゃないのかということ。それと入札書ですね。これは教育委員会が入札するわけですね。1番最後の6号様式。教育長には入札執行権限は無いわけですよ。教育委員会の要綱として定める場合にですね、権限ないでしょ。この学校のさまざまな運営をしていくために、教育委員会が地教行法に基づいてやっていくわけですよ。それなのに、ある者を入札を執行する場合の権限は教育長には無いはずですよ。だからその辺りは、もう少しよく自治法なりね、私会計と言いながらも、あえて要綱を教育委員会の要綱として定めて、関わっていかうということであれば、先程言いますように一部公

会計化の形に移行したような形での要綱の設定、作成ということであればですね、言いますように、教育長にはそういう権限はどこにあるんですか、自治法上で。これはやっぱり法律に基づいて、法律なり条例なりに基づいてですね、どうあるべきかというのね。もう1回ひとつね、検討をよくして、果たしてそれでいいのか悪いのか、その辺りはもう1回検討すべき、し直すべきじゃないかというふうに私思いますのでね、その辺りをちょっと見解を聞かせていただきたいと思います。

○委員（分部和弘委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

今、岩永委員御指摘の、この要綱自体に関してということでございますので、正直なところ私どもでこれ今正直、判断できませんので、専門の方とも協議をして、もし見直しをしないではいけないようなものであれば、見直しをしていくような形で進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

○委員長（岩永政則委員）

それでは他にありませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

今の答弁を聞くと、結局教育委員会だけで決めたというふうにとられがちなんですが、我々もいろんな条例を作ったりとかするときには法務上問題ないのか、これは議会事務局、それから役場の法務担当、ここら辺のアドバイスもいただきながら決めていくわけですが、今の岩永委員長の話は過去何回も出てきたわけですよ。同じような質疑が今もなされたわけですが、もう明確にすべきだと私は思うんですよ。それが明確に答弁がなされていないという考え方で多分、岩永委員長もそういう質疑をされておるんじゃないかなと思うんですけども、そういう意味では、法務担当とか、そういう所と協議をした上で成案化したのかどうか、まずそこをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

帯田次長。

○教育委員会教育次長（帯田由寿君）

法務担当、総務課と協議はさせていただきます。だから今御指摘の、根本的な話が違うという形での話でしたので、再度ですね私どもとしましては、協議をして、法的にこれで良いんだよということの明確なものを出すか、もしそれが、いや、ちょっと変えなくちゃいけないというものであればですね、そういう形で対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（岩永政則委員）

そういうことでよろしく。他にありませんか。時間も12時過ぎておりますが、最後の質疑としたいと思いますが、ありませんか。それでは質疑はないようですから、質疑なしと認めます。

以上をもって、教育委員会の所管事務調査を終わらせていただきます。どうもお疲れ様でした。

それでは1時半まで休憩をいたします。

(休憩 12時05分～13時24分)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を再開をいたします。

それでは早速、議案第23号平成29年度長与町一般会計補正予算第6号の件を議題といたします。本件に係る審査につきましては、3月12日から13日に関係各部課長の出席を得て、審査を実施いたしました。本日は討論及び採決のみを行います。

これから討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

次に反対討論ありませんか。

次に賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これから議案第23号平成29年度長与町一般会計補正予算第6号の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第28号平成30年度長与町一般会計予算の件を議題とします。

本件に係る審査につきましても、3月14日から15日に関係部課長の出席の下、審査を実施いたしました。本日は討論及び採決のみを行います。

これから討論を行います。

まず反対討論はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

議案第28号平成30年度長与町一般会計予算に反対の立場から討論を行います。

現在、公共施設の老朽化が全国的な問題となり、本町においても財源対策が課題となっております。また、高齢者福祉の増進、子育て、教育支援等々への要望が高まっています。こうした住民ニーズに応える予算になっているか否かを主眼に予算を審査をいたしました。高田南土地区画整理事業への一般会計繰出金については、従来からこの事業の工期の不透明さ、また一般会計に及ぼす財政負担の大きさなどについて、疑問を呈し

てまいりましたけれども、その解消にはいまだ至っておりません。榎の鼻地区の大型商業施設等の造成に連動した西高田街路事業も先線の動向や、渋滞解消効果、事業費の将来負担など懸念されます。大型事業、開発型の事業が住民向け施策を展開する上でネックになっているのではないかというふうに思います。学校への空調設置、子ども医療費の助成、公共施設の老朽対策、既存道路の維持補修費など、他の自治体に遅れをとらないようにすべき事業の実施に影響が既に出始めているというふうに思います。一方、本予算では、入浴券と交通補助の複数の選択でありますとか、少額ではありますけれども、子育て支援の拡充など、議会あるいは住民の皆さんからの要望を反映した事業が盛り込まれました。これらについては、住民に評価していただける施策であります。しかし、構造的な問題を抱えているという点では、この予算そのものの、こうした問題、矛盾点を指摘し、改善を求めるという立場から本予算に反対をいたします。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

次に賛成討論はありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

28号一般会計予算に対し賛成の立場から討論いたします。今期の予算に関しましては、まず町税が昨年度比1億403万3,000円の増ということで、自主財源の確保ができていることは重要なことであると思います。しかしその反面、民生費がわずかとはいえ増加傾向にあることは、本町のみならず各市町においても同様であると感じています。その中で、少子高齢化に伴う施策についておいては、今後さらに大きな歳出となることが予想されます。しかしこの項目こそが自治体として、町民の生活を守る役割を果たす大事な分野でもあることから、各自治体がさまざまな施策を講じている状況の中、本町においても住民の思いに寄り添った対応に努めていくとのことであり、各課において高齢者への対応、子育て支援、障害者福祉などの充実など、多方面で力を入れた施策になっていることは評価できるものと思います。現在人口減少時代を乗り切ることは国家戦略上最重要課題であります。そのためには、労働生産性の向上と生産人口の増加は必須であり、この国は再び共働き時代に突入していかなければなりません。そうした観点から、子育て支援には、これまでの福祉対策施策ではなく、共働きを前提とした住民のライフスタイルの変化に対応する、また誘導する大変重要な運営戦略の基幹になるべきものでなければならぬと思います。以上をもって、縷々ありますが、賛成討論いたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に反対討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号平成30年度長与町一般会計予算の件を採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。皆様方にお諮りをいたしますが、所管事務調査につきまして、閉会中の継続審査としたいというふうに思いますが異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、継続審査とすることに決定をいたしました。

所管事務調査の継続審査とすることにつきましての議題、調査事項につきましては、定住促進に関する事、交通対策について、空き家対策について、それから最後に、学校給食に関する事。以上4点とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。そのようにしたいと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の総務文教常任委員会を閉会をいたします。

お疲れ様でした。

(閉会 13時34分)